建築主の方へ

第一種低層住居専用地域では住宅を保養所･宿泊施設に転用することはできません！

軽井沢町内の別荘地の大部分は第一種低層住居専用地域に指定されています。

第一種低層住居専用地域は低層住宅に係る良好な住居の環境を保護する地域として、建築基準法の規定により保養所・宿泊施設の建築（既存建物の用途を変更する場合を含む）が原則、禁止されています。

保養所等を個人の住宅として申請することも認められません。

法律を順守した適切な住宅・別荘の利用をお願いいたします。

第一種低層住居専用地域で禁止される行為の例

○住宅・別荘を会社・団体等の保養所・休養施設・研修施設として使用する行為

○住宅・別荘でホテル・旅館・簡易宿所の営業を行う行為

○別荘の遊休期間に他人に有料で貸し出す行為

○無償であっても友人・知人にとどまらない第三者を反復継続的に宿泊させる行為

○住宅・別荘をコンサートホール・イベントホールとして使用し第三者を集客する行為

※住宅宿泊事業法により届出をした民泊施設については、建築基準法上は住宅扱いとなりますが、軽井沢町においては、町内全域で民泊禁止の方針を出しています。

（問い合わせ先）
長野県佐久建設事務所　建築課
長野県佐久市跡部 65-1
TEL0267-63-3160